

令和 5 年9月 月例記者会見(令和 5 年9月7日)市長原稿

皆さま方には、平素より市政運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
それでは、9月の月例記者会見の資料についてご説明申し上げます。

【市長】

資料No.1「保育所「さくら保育園」の施設運営の改善措置報告と社会福祉法人「桜愛会」の是正・改善措置報告」です。

市では、2月9日に、子ども・子育て支援法に基づき、社会福祉法人 桜愛会に対し保育所「さくら保育園」の施設運営の改善について勧告を行いました。あわせて、社会福祉法人指導監査実施要綱の規定に基づき、改善を要する事項について文書指摘を行いました。

この勧告と文書指摘に対し、7月25日(火)に改善措置報告書と是正改善報告書が提出され、8月30日(水)の再提出を経て、8月31日(木)に受理しましたので、報告します。

桜愛会に対しましては、改善措置の確実な実施について求めていくとともに、市としましても保育の信頼回復、保育環境の安定化につとめてまいります。

内容等につきましては、高梨健康福祉部長より説明します。

【高梨健康福祉部長】

それでは、保育所「さくら保育園」の施設運営の改善措置報告と社会福祉法人 桜愛会に対する社会福祉法に基づく令和 4 年度指導監査結果に係る是正・改善報告について説明させていただきます。

はじめに、保育所「さくら保育園」の施設運営の改善勧告に対する桜愛会の改善措置報告についてです。1の経過ですが、2月9日に施設運営の改善勧告を行い、7月25日に改善措置報告書が提出されました。市で内容の確認を行い、修正された報告書が8月30日に再度提出され、8月31日付けで受理しました。

これは、資料1-2の指導監査結果に係る是正・改善報告と同じ経過となります。

改善措置報告の概要ですが、2月9日の改善勧告で、3点について報告を求めています。

一つ目が、虐待等不適切な保育について原因の検証等です

桜愛会では、さくら保育園であった不適切保育の全貌の解明、発生要因、責任の所在を明確にし、再発防止策の提言を受けるため、2月10日に第三者調査委員会を設置し、6月30日に桜愛会へ調査報告書が提出されました。

第三者調査委員会が桜愛会に提出した報告書の概要ですが、不適切保育の内容の特定として、不適切保育として8件を認めています。

不適切保育の発生原因については、個人(保育士)、組織(園)、法人の3つに分けて報告されています。そのほか、事後対応の問題点や法人役員の責任の所在についても指摘されています。

続きまして、二つ目ですが、再発防止に向けた取組の実施です。

法人組織と施設運営体制の抜本的な改革、職員の働き方改革を柱とした『風通しの良い、働きやすい職場』の構築を図るため、さくら保育園の未来を創る会(改革委員会)を設置し、改革に取

り組んでいます。

具体的な再発防止策ですが、個人、組織、法人に区分し、具体的な発生原因に対する再発防止策として、継続的な実施を求めています。

次に、報告を求めている三つ目ですが、保護者との信頼回復を図るための措置です。

防犯カメラの設置や外部委託による虐待防止相談窓口の設置、改善報告書の周知、保護者会との定期的な意見交換会を実施しています。

続きまして、社会福祉法に基づく令和4年度指導監査結果に係る是正・改善報告についてです。

市が実施した社会福祉法特別監査で求めたことは、法人が所有する、定款・規則・規定等の違反に対して是正改善を求めるものであります。

(指導方法については、国の定めた社会福祉法人指導監査実施要綱に沿って実施しております。)

2の是正改善計画の報告の概要についてご説明します。

(1)の定款等に抵触する事項を速やかに改善することは、違反行為について市から指摘した事項になります。

(2)と(3)は、(1)の違反が法人としての不適切保育の原因であり、それに対して法人としての原因・問題を解明し、再発防止策を示すことを求めているものです。

法人の取組みについては、記載のとおりです。

「保育園の改善措置報告」の内容のうち法人運営の取組みを組み替えた内容となっています。

今後の市の対応につきましては、保育士個人の取組み・組織(施設)運営上の取組みは「幼稚園・保育園課」、法人運営上の取組みについては、「総合福祉課」が中心となり、実施状況の確認を、毎年監査等により対応してまいります。

【市長】

資料No.2「敬老事業に伴う、百歳長寿者への市長訪問について」です。

敬老事業一環として、老人週間中である9月20日(水)に100歳長寿者への訪問をします。

対象は、今年度に百歳を迎える高齢者19名のうち、在宅で生活し、市長の訪問を希望された5名を予定しています。訪問する際には、直接、お祝いの言葉と記念品を贈ります。

取材を希望されるか報道機関の方は、総合福祉課へご連絡ください。

よろしくお願いいたします。

【市長】

次に、資料No.3「新型コロナウイルスワクチン接種事業 令和5年秋開始接種」についてです。

令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種については、国の特例臨時接種の期間が1年間延長され、自己負担なしで接種を受けていただけることになっております。

令和5年度は、5月8日から9月19日まで春開始接種を実施中ですが、9月20日からは秋開始接種として実施いたします。

秋開始接種は、初回接種を終了した生後6か月以上のすべての人39,577人を対象に、9月20日から実施いたします。集団接種は、主に65歳以上の方を対象に、10月3日(火)から12月17日(日)までの間の計26日間、29回で行います。会場は裾野市福祉保健会館です。

接種券は9月上旬より対象者に順次発送しています。

またこれとは別に、市内医療機関で行う個別接種は、乳幼児・小児に対する接種も含め、9月下旬から実施する予定です。

詳細は、健康推進課 山口課長代理より説明します。

【健康推進課 山口課長代理】

新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、令和5年秋開始接種は、国の方針に基づき、オミクロン株XBB1.5対応1価ワクチンを使用します。

初回接種を終了した生後6か月以上のすべての方を対象として、令和5年9月20日から令和6年3月まで実施いたします。

接種努力義務を有する重症化リスクの高い65歳以上の人、生後6か月以上の基礎疾患を有する人につきましては、集団接種により優先的に対応してまいります。

集団接種は、10月3日(火曜日)から12月17日(日曜日)までの計26日間、29回にわたり、裾野市福祉保健会館にて実施します。

また、市内医療機関における個別接種につきましても、これまでと同じく、乳幼児・小児接種も含め、令和5年9月20日から実施します。

接種に必要な接種券は、令和5年春開始接種を終了した65歳以上の方、基礎疾患を有する方につきまして、9月上旬から順次送付します。その他の方につきましては、今後配分されるワクチンの供給状況に応じて、前回接種の早い順に送付する予定です。

【市長】

資料No.4「マウントフジスノアウトドアスポーツフェスティバル」についてです。

9月30日、10月1日に開催されます。

詳細につきましては、産業観光スポーツ課 大友係長から説明します。

【産業観光スポーツ課 大友係長】

マウントフジスノアウトドアスポーツフェスティバル についてです。

このイベントは、富士山麓を代表するアウトドアスポーツイベントを目指し、今年初めて開催するものです。

イベントの内容は、世界中で年間100万人が参加する障害物レース「スパルタン」のキッズレースとトレイルランニングレース、さらに、同時開催として、全国各地の“観光大使”や“シティープロモーション大使”などとして活動しているアーティストがパフォーマンスをする音楽フェス「スノホエロック」を開催し、イベントを盛り上げます。

加えて、アウトドアブランドメーカーや飲食店によるブース出店もある「アウトドアスポーツ×音楽フェス」のイベントになっています。

イベント会場への入場は無料となっていますので、多くの皆様の来場をお待ちしています。

【市長】

資料5「移動スーパー事業の開始について」です。

この度、マックスバリュ東海様に裾野市で移動スーパー販売事業を行っていただくこととなりました。

市内85区の内、半数近い区が利用を希望されるということで多くの人が望んでいたことがわかります。

当市でも自力で買い物に行くことが困難な人が増えてきていると感じております。移動スーパーで買い物をするにより、高齢者などの外出の機会が増え、コミュニケーションの場のひとつとなることを願っております。

また、今回のこの移動スーパー販売事業を進めるにあたり、区長連合会長をはじめ、区長連合会の皆さまには、各区での利用希望や、販売場所を決めるなど、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

なお、事業開始は10月10日(火曜日)を予定しています。当日は午前9時から市役所庁舎玄関前で出発式を行います。報道機関の皆様には、ぜひ取材をしていただきますようよろしくお願いいたします。